乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号) 食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する命令案新旧対照条文

(傍線

の 部

i 分 は

改正部分)

二 (略) (1) (2) (5) (略) (8)	当する場合にあつては、抗菌性物質について、ない。ただし、抗生物める濃度を超えた放射	同じ。)たる抗菌性物的反応を起こさせて得段により元素又は化合い。乳等は、抗生物質、の基準	二 乳等の成分規格並びに製一 (略) 改 正 改 正
=	この限りでない。次の各号のいずれかに該質及び化学的合成品たる性物質を含有してはなら	質及び厚生労働大臣が定いのれた物質をいう。以下い物に分解反応以外の化学化学的合成品(化学的手び製造の方法の基準	造、調理及び保存の方法案
三 ·(二) 四 [∫] (2) (五) [∫] 1	合 い に °	(一)の (1) 基 下 学 手 乳 準	二 一 別 表 乳 ⁽ 等 略
(8) (8) (8)	にあつては、この限りでい。ただし、次の各号のい	同じ。)たる抗菌性物質を的反応を起こさせて得られ段により元素又は化合物に乳等は、抗生物質及び化学等一般の成分規格及び製造	の成分規格並びに製造、現現